

地域通貨の促進を目的に町が指定するアプリをインストールし、登録すると**3,000**ポイントを付与します。

【要件】

町が指定するアプリをインストールすること

- デジタル地域通貨アプリ「chiica」(チーカ)の登録
- 健康アプリ「まるけん」の登録 ■ 大崎町公式LINEの登録

※ **1ポイント = 1円**

※ 獲得したポイントは町内の加盟店で利用できます。

【ポイント】

- 要件を満たした場合 **3,000**ポイントを付与！

アプリ登録締切
令和 8 年 3 月 31 日まで

加盟店で
3,000円分の
お買い物ができます！

Android	iPhone	Android	iPhone		
					
設定 1	デジタル地域通貨「chiica」	設定 2	健康アプリ「まるけん」	設定 3	公式LINE

※ chiicaの達成条件は、登録時に**必ず、氏名、生年月日、性別、住所を入力**することと**アプリへのポイント移行が必須**になります。

※ 地域通貨促進ポイント事業の申請は不要です。デジタル地域通貨「chiica」、健康アプリ「まるけん」の管理画面で登録情報を確認し、自動でポイントを付与します。

※ 対象者を月末にとりまとめ、翌月中旬までにポイントを付与します。

※ 不備がある場合でも役場からは連絡は行いませんので、各種要件をご確認ください。

chiica(チーカ)アプリやオオサキポイントカードに現金をチャージするとチャージ額の**10%**分のポイント（最大5,000ポイント）を即時に還元します！

【チャージ期間】

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【チャージの方法】

- セブンチャージ 1** 「セブン銀行ATMからchiica(チーカ)アプリへのチャージ方式」をご覧ください。
- セブンチャージ 2** 「セブン銀行ATMからオオサキポイントカードへのチャージ方法」をご覧ください。
- 役場チャージ** 「大崎町役場及び野方支所でチャージが可能です」をご覧ください。

【利用対象】

どなたでも利用できます（スマホアプリ「chiica」(チーカ)利用者・オオサキポイントカード）

【チャージ額】

1人あたり 50,000円まで（上限**5,000**ポイント）

例) 50,000円をチャージすると → 5,000ポイント還元（上限）

【有効期限】例) 50,000円チャージした場合

チャージ額分 チャージした日から2年間（チャージした50,000ポイント）

還元ポイント分 令和 8 年 3 月 31 日（還元ポイントの5,000ポイント）

【利用可能店】

※ 加盟店は、町のホームページやchiica(チーカ)アプリからご覧いただけます。

町制施行90周年記念

10%
ポイント還元

問い合わせ先 ☎099-476-1111(235・236)

「地域通貨促進ポイント」「ポイント還元事業」に関する問い合わせは、役場商工観光課商工振興係まで